



正校

地方落穂集

九十

73
955
5



門保3
號946
卷5

會同

政

校正地方落穂集卷之九

目錄

- 一 評定并發端年歴の事ツカサカハミヨホツクシキニシキ ○ 同省板定書の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 田畑永代賣仕置の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 公事方勝手方公用日并刻限の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 徳川將軍家代々精進日の事ツカサカハミヨホツクシキ ○ 紀州家代々忌日の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 前々仕置筋の事ツカサカハミヨホツクシキ ○ 外罪除日の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 追放輕重の事ツカサカハミヨホツクシキ ○ 過料の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 差紙不參の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 亂心ヲ人々殺せし者の事ツカサカハミヨホツクシキ
- 一 追放百姓跡式の事ツカサカハミヨホツクシキ

校正地方落穂集 卷之九目

校正地方落穂集卷之九

一 酒狂^{シケウ}うへ人^{ヒト}の^テ手^テを負^オせし者^{モノ}の事

一 同人^{トウジン}と打擲^{ウチウチ}せし者^{モノ}の事

一 同諸道具^{トウショドウク}と損^{ソム}せし者^{モノ}の事

一 同自分^{トウジブン}と疵^{キズ}付^{ツケ}し者^{モノ}の事

一 仕置者^{シゼキヤ}先達^{サキダチ}て拜借物^{ハイセキモノ}の事

一 百姓持社^{ヒヤクシテ}の事

一 評定所^{ヘイテイジョ}出役^{デツヤク}手代^{テダイ}扶持^{フシ}方の事

一 村方^{ムラカタ}欠落者^{ケツラクヤ}跡式^{アトシキ}の事 ○ 所拂^{トコロハキ}の者^{モノ}跡式^{アトシキ}の事

一 倒産^{タウサン}者^{モノ}見^ミ分^{ワケ}心^{ココロ}得^{トク}の事

一 手負^{テオ}死人^{シニシ}見^ミ分^{ワケ}心^{ココロ}得^{トク}の事 ○ 手負^{テオ}人^{ヒト}取扱^{トルアツ}并^{ナヒ}忌^{イミ}べき品^{シナモノ}の事

校正地方落穂集卷之九目録畢

信陽 東條耕子蔵 校

校正地方落穂集卷之九

○ 評定所^{ヘイテイジョ}發端^{ハツタン}年^{ネン}歴^{レキ}の事

一 元和元年^{ゲンワノトシ}の頃^{トキ}迄^{マデ}の公事^{コウジ}出入^{シュツニュウ}願^{ガネ}許^{キョ}訟^{ソウ}の類^{ルイ}の酒井^{サカイ}雅^{マコト}樂^{ガク}頭^{カミ}屋^ヤ敷^{シキ}りて安^{ヤス}藤^{フジ}右京^{ウキョウ}進^{シメ}金地院^{キンヂイデン}小^コ列^{レツ}坐^ザりて寺^{テラ}社^{シャ}出入^{シュツニュウ}共裁^{キサイ}許^{キョ}有^{アル}し由^ユ寛^{カン}永^{エイ}二^ニ丑^シ年^{ネン}三^{サン}月^{ゲツ}四^{ジツ}日^{ニチ}に改^{カヘ}り是^{コト}より評定所^{ヘイテイジョ}と号^{ナヅケ}し者^{モノ}板^{イタ}の面^{オモテ}十二^{ジュニ}月^{ゲツ}二^{ニチ}日^{ニチ}に相^{アヒ}定^マる

○ 評定所^{ヘイテイジョ}着^{キテ}板^{イタ}定^マ書^{シヤ}の事

一 寄合^{ヨリガヒ}式^{シキ}日^{ニチ}毎^マ月^{ゲツ}二^{ニチ}日^{ニチ}十一^{ジュウイチ}日^{ニチ}廿^ニ一^{ジツ}日^{ニチ}諸^{シヨ}奉^{ホウ}行^{コウ}立^{リツ}合^{ガヒ}四^シ日^{ニチ}十三^{ジュウサン}日^{ニチ}廿^ニ五^ゴ日^{ニチ}公^{コウ}用^{ユウ}有^{アル}之^{コト}に於^{オケ}てと延^{ノビ}引^{ヒキ}らる^{ベシ}事^{コト}

一 寄合^{ヨリガヒ}所^所へ評定^{ヘイテイ}衆^{シュウ}卯^ウの半^{ナハ}刺^{サシ}出^デ坐^ザ致^シし由^ユ用^{ユウ}隙^{キス}明^{メイ}次^ジ弟^{テイ}退^{タイ}散^{サン}有^{アル}べき事^{コト}

校正地方落穂集 卷之九

一 評定所へ役人の外一切参るべし勿論音信停止の事

一 公事人又介添を老人并幼年病者の外停止の事

一 公事訴訟人罷出の者仮令直参すると雖も刀脇差帯をべし参る事

一 公事人親類縁者知音の好身と雖も寄合所は於て評定衆取持を参る事

一 國より来る公事人と江戸着の順は承るべく小当地の公事人と日マ帳面より先次第は承るべく但し承るべく不叶候又ハ急用の格別の事

一 公事人へ不審申掛る候筋の役人を勿論惣坐中より遠慮なく存寄の趣申渡さる事

一 公事裁許以後其筋の役人裁断の始末書由致さるべき事

一 公事其日は落着ふき候に重て寄合致され其上下と相済はる候に言上致さるべき事

一 役人宅より承りし公事訴訟評定所へ出さるべき候有之は於てハ証文証

据ホお揃へ寄合所へ出し滞りふき候致さるべき事

一 預め長く不差道迄度穿鑿致さるべき事

一 裏判并日状を受運衆の者と其所の速近と考へ日数を積り軽重は應じ過料もさるべき事

右の各々相守らるべき者也

寛永二廿年十二月

○田畑永代賣仕置の事

一 賣主宰舎の上追放本入死の時の子同罪

一 買主過急奪舎本人死ハ時ハ子同罪

但し買ハ田地賣主の代官又ハ地頭へ取上登シ

一 證人過急奪舎本人死ハ時を子同罪

一 質取者作取ふして質買者より年貢役勤ハへど永代賣同然の由

仕置但し之と頼納と云

右の通田畑永代賣買停止の後寛永二十未年十一日仰せ出され也

○公事方勝手方由日并又制限の事

一 公事方式日 列坐とリハ 二日 十一日 廿一日 明六ツ時始

当日老中出坐かり明七半時過出坐あり多クハ十一日斗り大日付立

合月番奉行七時詰合其外と七半時詰あり

一 同評定日 四日 十三日 廿五日 四ツ時始

月番奉行斗り六半時詰其外ハ五時揃

一 同内寄合 六日 十八日 廿七日

奉行中宅一と寄合有之留役中とも四時揃

一 勝手方 七日 十六日 廿六日

但し公事方勝手方惣寄合

○徳川將軍家代々精進日の事

初代東照宮 元和二辰年四月十七日 日光

二代台徳院殿 寛永九申年正月廿四日 芝

三代大猷院殿 慶安四卯年四月廿日 日光

四代嚴有院殿 延宝八百年五月八日 上野

五代常憲院殿 宝永六丑年正月十日 全

六代文照院殿	正徳二辰年十月十四日	芝
七代有章院殿	同 六申年四月晦日	全
八代有徳院殿	寛延四未年六月廿日	上野
九代惇信院殿	宝曆十一巳年六月十二日	芝
十代俊明院殿	天明六午年九月八日	上野
十一代孝恭院殿	安永八亥年二月廿四日	全
十二代文恭院殿	天保十二丑年閏正月晦日	全
十三代慎徳院殿	嘉永六酉年七月廿二日	全
十四代温恭院殿	安政五午年六月八日	全
十五代昭徳院殿	慶应二寅年八月廿日	芝

○紀州家代々忌日の事

南童院殿 正月十日 清溪院殿 八月四日 高林院殿 五月十四日
 源覚院殿 九月八日

○前々仕置大概の事

- 一 所林木盗と取り者の事 是を代官手代見分ニ差遣ハシ終るべく
- 一 へと牢舎申付置死罪の上獄門子死罪 是を裁許済ハ儀と破り者と檢使の上五十日或ハ百日
- 一 裁許破の事 是を裁許済ハ儀と破り者と檢使の上五十日或ハ百日
- 一 過急申付誤ハを赦免
- 一 代官背き者の事 是を代官申付と背きハ由相関ハハへと牢舎申付日数相立誤リハ肯代官伺ハハ出牢致さスベシ
- 一 地頭背きの事 是を金議の上老中ハ相伺ハ品ニ寄追放逐島或ハ死罪ニ申付る又ハ地頭ハ下自分仕置申付べき旨江柳渡美有

一 料所の名主私慾の事 是を名主私慾有之由百姓共申出れへど詮議

の上私慾極りへど仕置申付又百姓申掛りへど是亦仕置申付

一 田畑永代賣の事 是を田畑永代賣致しへを賣主加判の者追察合

申付賣主ハ出牢の上江戸在野追放買主ハ金子損失致し出牢申付

在野へ相取し加判の者を過察察合のとめ構ふく差戻を賣主并

請人共親存生よへど子構ふく親お果れへを親の代り子右同罪

一 田畑頼約賣買の事 仕置永代賣と同じ

質田畑之事 是ハ澄文吟味の上年季と限名所と差名主加判有之ハ

へと二切作徳三十日限り消さき旨証文申付其上を滞りへど

質地金主方へ渡させり

但し日限の事其次後を金高に應じ致極りて証文申付る

一 船荷物盗取賣買致し者之事 是を船荷物と盗賣買致しへ

約せふくへと察合の上死罪

一 先住借金の事 是を先住借借金銀有之故後住知らんて入院致

し以後先住の借金申出れへど右金子證入共申付後住は構ふし

但し先住借金承知の上入院致しへを右金子濟をへき旨澄文申

付勿論証人共へ加判申付る

一 凶所忍び通り者之事 是を其所を於て獄門へ行ふ

但し當時を確し成る

一 細工人弟子の事 是を細工人弟子師匠の方を無理又暇を取同し細工

致し師匠の業妨り成り音許へ出れへど師匠の門職致を間敷旨証文申

付師匠へは下附外商賣人右又准と

一奉公人の事 是を主人氣^{イニキ}を叶^カりて暇^{イダ}出^カしり欲^カ又を奉公人より暇
 取^リり処^ニ給^フ金^ヲ滞^ルりしは付主人許^ニ詔^シ致^シしへど清人へ金子^ヲ清^ムと云^フ言
 申^付且^テ欠^ケ落^ル者^ヲ給^フ金^ヲも尋^ヒ清人^ニ致^シさせ給^フ金^ヲ清^ムといへど永^ク尋^ヒ申^付
 一奉公人取^テ逃^グ并^ニ町人^ノ手^ニ代^リ引^キ負^フの事 是を奉公人取^テ逃^グ致^シしへど先^ニ給^フ
 金^ヲ清^ムと云^フ言^ハ并^ニ三十日^ノ限^リ尋^ヒ申^付置^キ上^リて尋^ヒ出^サせしへど取^テ逃^グ
 品^々清^ム人^ノ辨^シしは申^付申^付申^付上^リて欠^ケ落^ル者^ヲ永^ク尋^ヒ申^付但^シ町人^ノ手^ニ代^リ引^キ
 負^フ致^シしへど金子^ヲ清^ムさせ手^ニ鎖^シて清^ム人^ニ預^ケ引^キ負^フ金^ヲ給^フ金^ヲ共^ニ清^ム切^リ
 へど当^ノ人^ヲ牢^ニ舎^ニ申^付引^キ負^フ金^ノ高^ク應^ジ成^ル追^テ放^ル速^ニ島^ニ申^付引^キ負^フ欠^ケ
 落^ル致^シしへど是^レ又^テ清^ム人^ニ給^フ金^ヲ清^ムと云^フ言^ハ且^テ欠^ケ落^ル者^ヲ尋^ヒ出^サせ言^ハ申^付其^レ
 上^リて尋^ヒ出^サせしへど引^キ負^フ金^ヲ清^ム人^ニ清^ムさせ出^サ入^リ清^ムしへど欠^ケ落^ル者^ト是^レ
 亦^モ永^ク尋^ヒ申^付付^ル

附奉公人欠^ケ落^ル并^ニ手^ニ代^リ引^キ負^フの儀^ヲ訴^テ出^サしへど裏^ニ判^シせ出^サし若^シ對^シ
 決^シ致^スる以^テ内^ニ証^シて事^ヲ清^ムしへど引^キ負^フ致^シし者^モ構^ヒふし
 一主人へ難^ク題^スの事 是を金^ノ儀^ノ上^ニ終^ルと云^フ言^ハと次^ニ弟^ニ寄^リ過^シ急^ニ申^付
 一騷^ラ動^ク付^クの事 是を金^ノ儀^ノ上^ニ双^方共^ニ牢^ニ舎^ニ申^付置^キ頭^取の者^ハ江^ノ戸^ニ在^リ所^ニ追^テ放^ル
 一牢^ニ内^ニより逃^グ出^サ并^ニ手^ニ鎖^シ脱^スしの事 是を金^ノ儀^ノ上^ニ死^罪
 一町人^ノ帶^キ刀^ノの事 是を金^ノ儀^ノ上^ニ追^テ放^ル
 一密^ニ通^ルの事 是を夫^ノりる女^ト密^ニ通^ル致^シしへど男女^トも死^罪且^テ密^ニ會^フ致^シし
 と見^テ届^ケ斬^リ殺^スし共^ニ夫^ト構^ヒふし女^ヲても男^ヲても一人^ヲを殺^シ陰^ニ淺^ク
 の上^ニ密^ニ通^ル致^スる由^ヲ申^付しへど牢^ニ内^ニ於^テ拷^問を遂^ニげ若^シ夫^ヲ申^掛り
 よいへど其^レ者^ハ解^リ死^罪人^ト密^ニ通^ル致^シしと云^フ言^ハ夫^ト構^ヒふし
 但^シ夫^ノりる女^ト召^ケ抱^クへ主人^ノ手^ヲ付^ケしへど主人^ト密^ニ夫^ト相^成らる

一 縁に就き女と密通の事 是を夫あまき女と密通致ししを死罪及

一 主人の娘と密通の事 是を詮議の上速島又と死罪

一 夫りる女へ艶書の事 是を夫りる女へ艶書と付しへど金銭致し密

通致ししへど女は構ふし艶書遣しし者へ密通も同断致死罪女も

其時の金銭次第申付る○先年室賀山城守大坂町奉行勤後中大坂天

満町に於て夫りる女へ下男艶書と付し処承引致さく度々及び若

し夫へお知をいして迷惑存し井戸へ身と投し処家内の者見付差

面し付出入及び吟味の上男引廻の上磔にお成女は構ふし

一 出家難題の事 是を金銭の上脱衣せしめ牢舎の上死罪申付

附出家の女難題申掛し者をも品も寄遠島又ハ死罪

一 車借并日ふし銭の事 是を日ふし銭致しし者を牢舎金子車借致

しし者借金取上ふし

一 仲間出入の事 是を商賣物或は清負事の仲間を出入及りへど

証文の吟味の上お對次第致さく音申渡し取上ふし

一 相請の事 是を人清店清金銀并質地にお清立し者ハ牢舎追放

無尽の事 是を証文無尽の文言ゆねを取上ふし

一 無尽帳預り金の証文持し者ハ牢舎追放

牢舎申付置追放或ハ速島

一 評定所奉行所及て裁許し及り上欠落致しし者の金子の事 是ハ

預り金并賣掛亦有之評定所并奉行所を裁許の上日切証文申

付置し処金主欠落致ししへど惣て欠落者の家財亦欠所成り故右

金子滞り者又評定所奉行所へ納めさせし

一評定所奉行所にて裁許及び以上外の料にて仕置成り者の金子の事 是を右月断

一右同所又於て申付の日切手形落し者の事 是を日切手形落し

由許へ出いへを尋出しし様申付其上より尋出さしへを半年程過意

申付其上差帛を以て相手の者を呼出し前方の苗書を見合せ新証

又申付前くの如く金子取上させし

一立替金の事 是を諸式立替金当入店清或は大屋店下清或は出店寄

親ふを段々評議の上申付其時の吟味次第其筋へ申付る

一引取者并は届受り者の事 是を出入清と申付る内を何方へも出

ゆるとふいへども大屋并は清人亦出入引清外へ引渡し度上願出い

へを相渡しし是れ其時の金銭次第申付尤も出入引清追拂ひ致る

旨申いへを追拂ひせし後も有り

一目安差紙受取る者の事 是を稟判りる目安并は判形なる差紙を

相付小節墨付致しをねふ有之旨申し受取ざる者更は差紙を以て

呼寄せ過急とて手鎖申付三四十日お立ち之を免を

一養子妨けの者の事 是を人の養子を妨けの者を金銭の上過急とし

て牢舎申付の日数お立ちへを養子の後前方約束しし者の方へ

遣しし様申付

一逃散百姓の事 是を地頭へお願うべき旨申渡し奉行所を先取

上ふく差置然も共敷度願出いへを内意を清金銭と違ひ免も有り

尤も上より差因りて金銭と違ひ免も有り仕置を金銭次第伺申上る

一遊女の事 是を人の娘を養女と貰ひ或は下女と召抱へ又ハ誘引出
 し遊女を賣る者ハ江戸中引廻しの上礫又行ひ證人も死罪申付る尤
 も身代金を当入の店請或ハ口入人の店請へ申付る
 右を前々の仕置筋大概此の如し心得の爲之と記を猶其時の内制法
 と守るべきあり

○死罪除日の事

一死罪仕置除日の儀緊と仕定をふし精進日其外祝儀事ハ所定日
 の精進日其外朔日十五日廿八日五節ハ心を付手鎖ハも遠慮を乞し
 定式の除日左の通り

市誕生日

十月廿一日 十二月廿一日 十一月廿七日 七月廿七日 五月廿二日

市忌日

正月十六日 二月廿七日 五月廿六日 六月四日 九月廿二日 十月廿三日 十一月廿七日

○追放軽重の事

一重追放 関八州 武藏伊豆相模上野山城摂津駿河甲斐尾張紀伊堺奈良
 長崎東海道筋木曾路筋
 一中追放 江戸十里四方京大坂奈良堺伏見長崎東海道筋木曾路筋日光
 道中筋甲府名古屋和哥山水戸
 一軽追放 江戸十里四方京大坂東海道筋日光道中筋甲府
 一江戸追放 江戸十里四方但し此構の所々書付後
 右追放軽重とも其者の住居せし所を其國一ヶ國に構ひ但し江戸追放

と江戸十里四方并其居村と構ふあり都て追放の評定ありを申渡さ
 き其上西小入目付町同心立合と常磐橋外を連行追放を
 一丹拂是を居村を勿論江戸中を構ふあり私領の者と居村并其城下
 斗りと構ふ但し一領支配とも他村を構ひあし
 一追院 科の重き其村并江戸中を構ふ軽きと其村中斗夫より軽
 きと其寺中斗り構ひあ成る

○過料の事

一過料村方へ構る時と一村高百石は付大依錢十五貫又人数へ構る時の
 廿人以下一人は付錢三貫又宛廿人以上を惣人数として五貫又位あり尤
 も其時の品より増減あり右過料錢の都て伊奈家の構りより半左
 衛門役所へ納るべきあり

○差紙不察の事

一公事訴訟人呼状遣はし悉ら成る時と重て召出せし節手鎖申付来し
 処向後定書の通り過料申付べき旨享保十一年十一月三日相定る

○乱心よと人を殺せし者の事

一古来と乱心よと人を殺せし者解死人はあつばつし処後年評議の上役
 令乱心よと人を殺せしを解死人と定る

○追放百姓跡式の事

一追放の百姓田畑屋敷諸道具是追放ありし処向後と家諸道具又ハ
 構ひふき旨享保二酉年六月廿九日相定る

○酒狂よと人又手と負せし者の事

一酒狂の上人又瘋付し者の其主人へ預け置瘋受し者平愈致さば療治

代と出さくべし若し療治代出し難き者の脇差と取上疵受し者へは
下酒狂人を主人へ渡し右療治代疵の大小は拘りて中小性体の者銀
二枚徒士の金一両中間を銀一枚出させ疵を破し者へは下

○酒狂人を人と打擲せし者の事

一酒狂人を人と打擲せし者の身代限り諸道具取上打擲し逢し者へは
下右の趣主人へ断りし時欠落の由申せとも主人方を罷出三日の内ハ
欠落をお立込

○酒狂人を諸道具損せし者の事

一酒狂人を諸道具を損せし者へ過料出させ損失の者へは下過料出し
難き者の身上限り申付らる

○酒狂人を自分と疵付し者の事

一酒狂人を自分と疵付外は科ふき者へ疵養生を及びは早速主人へ引渡
○仕置物前方拝借物の事
一仕置物成し者前へ拜借物の儀を棄捐する

○百姓持社の事

一百姓持の社と寺院別当の由申争ふ時右社の鍵を寺に所持ふさせ
什物帳に其者の名印ふき時を寺院申分立込

○評定所出役手代扶持方の事

一評定所出役手代扶持方一人は付二人扶持宛并筆墨紙蠟燭代を
社下あり又右の外式日出會の定日とお除き内寄合臨時評定臨時寄
合并は苗役へ公用は付罷越を節の分日数定めの外一人扶持充増扶持
并は召連し者の日雇賃より右日数を以て社下苗役吟味の上口上書は押

切印形出さる由り是を以て勘定相立りあり右の享保十二年の春出役手代お願ひ伺の上定る

○村方欠落者跡式の事

一 村方欠落者日限尋申付相見へを永尋成ても相知も右の者所持の田地家財小ありて答ふき者あれを欠落よと相成らば若し妻子あぐど品を寄り分散もあふあり然し当人知せざる上を貸方の先を取上ふし然も共家督お統の者ありて其者引受るとなり惣とて答ふき者あれが決りて取上の儀伺ひ申間敷とあり心得違へて取上伺ひし類もありし処附紙は右の通下知りしあり

○所拂の者跡式の事

一 所拂の者跡式を構ひふし然も其決したる法と申よてふし但し伺よ

田地家財小妻子は下下格よと申儀の書は筋の由事よより品くあると故其節の内意伺ふべきあり

○行方知せざる者死骸見分の事

行方知せざる者村方よと倒せ死し見分の節を村役人其外百姓亦立合せ打疵斬疵或は縊殺せし我の趣熟と吟味を遂委細余儀の上懐中物の有無年齢衣服小の色品帯に至る迄口上書よ載せ之を取り惣身無疵よく怪き儀もあぐど其趣の口上書を取べし見分吟味残る方あぐ所ハ早速飛脚を以て伺ひ下知の上三日の内曝し施主出をを其儀よと桶入其場所埋るとも又を埋め難き場所あぐが最寄寺院へ埋むべし扱又倒せし場所人の往来ふき所あぐが村境の往来りる所へ札を建倒と者男女の別年齢并は衣服懐中の品追書付べし但し懐中は金銀亦有

之とも書付へうらふは是を偽を防ぐ為あり右雜物金子ホを村役人立合の上寺院へ預け書付を取置べし右の者の親類ホ尋ね来らばるは於て々右の品々寺院へ法事料は納むべし又怪き儀は口上書見分の趣を書取夫より吟味の次第の品より如何程もらふべし

一物て倒者を取扱ひ品々の事あり仮令脇差一腰も縮布を着し下帯も縮羽二重を用ひし倒者と土間は庭を敷其上は伏させ頭の見へばる格は庭を掛置あり又右の通の衣服下帯も両刃を帯したる倒者を土間は戸板を置其上は布團を敷上よりも布團を掛右は何をも頭を隠さべし但し右の体も木綿の下帯を用ひし武士町人は拘りて土間は伏させ頭を出し菰を掛置あり下帯あきの曝き及の取捨る多し是は無宿は准し非人の手は掛る多し又漆布を下帯は致せ

し倒者の爲の者は准ど右何をも何の上片付るあり

一倒者倒を格は品なり面を上よふし倒したる死人の惣丈七分三分二境へ掛るとも頭の方より引受厄介をばきあり又面を下よして伏する倒者を足の方より取片付をばし是を此者今迄歩行来る方より死を遂るも依てあり後へ倒る時をまぐもて足前の方へ出る又前へ倒る時をまぐもて頭前へ出るものあり都て足の通ひ長短は心付べし如何格は倒るとも右は准ど推知べし又よく分別し難きは両村引受は申付べし番を都て引受の方より出し隣村へ立會申付る

○手負死人見分心得の事

一手負改るは惣て人の真向の中を一尺二寸横身と四寸は取あり

一打込疵を長の四分一を深し取るをあり

一 痲を中へ取さるるものあり是知ざる故也痲口を中へ返り両方へ切くまるとも元來痲の中へふきまゝの也
 一 横痲の横身を四寸と取故一倍も切ても四寸あり勾配へ廻りまゝの痲は深し切下とりへ向前同じ格は切あるの切込深きあり手前下り向ふ上りたるの切下あり然し横痲は横より立て何程切下方多くとも本体を横痲を以て体より取りあり図下の如し
 一 手痲の格子検使の者委細容体を書付口書を取添へ上りあり口書の取格亦は出せ
 一 手負の者見分の仕方衣服小を脱せ改ること決して為づゝ手負の者身体痛まざる格随分心附見分



まべし衣服の上より切し痲あれど其汗衣服を切らばきゆり上置見分まべし帯など解せると是亦宜しうゝ気弛まゝ絶入とみるもの也
 一 腸切口より出て痲口見分成難き時の平皿の蓋へ真綿や吉野紙を敷き其綿を下よりそとをくひ上せど腸分り痲口知るゝあり但し此の如き時々切口何寸腸何寸出ると書付べし深さを記しぐるをあり
 一 都て手負の者見分の時の其道の醫師を呼寄せ手負人の容体をも尋ね惣として取扱ひ醫師は致さを見分斗う致さべし尤も手負の助と成あり不案内として取扱ひ何を失のなる時の役人の不調法とあるあり最初療治は掛りし醫師の口上書を取べきあり
 一 痲口の寸法を改るとい曲規を以て寸と取るべし丸の形は寸と取の痲口格別長くあるもの也曲規を左右一文字宛て寸と取るべし

一手負の口書取の百足付と有りのあり山鳥の尾羽と上は指ておけの決して付らゆるものあり

一手負の口書を取の随分念入より岡糺し取べし都て手負の疵の軽重と其人の気性は由て口糺るゝとあり今迄正気は物言ふ内は心気の疲を依てふらりと本心を取失ふものあり箇様の節の吐り励しを氣を付べしされば肝要の事と関くより大事の処斗り直し押返して取べし先第一切し相手并は如何様の意趣を切られし裁の音熟と尋べし外の事の氣亂を申口不都合とあるとも相手と慥はゆふものあり所の者より右の趣を傳へ関くを奥書は所の者の申を趣と書加へ取べし又申口盡く乱を前後正体ふきことを云り取用ひ難より立合の親類所の役人共より其趣の書付を取べし其上の其節居合せし者より

切られし場所近辺野辺ふれど其辺より作り居し者其外少くても手掛りくは金銭を遂べし吟味の為方手荒あれど却て言いゆるもの也心得らるべきことあり

一手負人の口書其者印形ををを身体自由とあり次印形はし難き時の所の名主又の親類の内重立し者へ受取せ手負人誰申小申遠喜之と付右の者印形拙者受取代として口書印形仕小の音文言の未は加つべし

一手負の口書其者の名の脇は当何の何十歳と記とべし
一右親類村役人或は斬られし場所の近邊の者又家の内よりその事ある其宅の向或は隣家亦吟味の上口書を取り其外其節の時宜より口書取べき品多くありべし兎角吟味の趣種々ありぬ格約りて取べし
一手負見分の節添檢使泰らば口書は兩人別間隔て相口を取とらぬ

一 手負の妻子又の親に家来亦其外立合し者の申口を引分て聞き吟味
 返し合ふ合はるうと見る為あり一人見分るときと手負の口上を取り
 消し上りと坐敷を隔て他の者の口を問ふべし尤も手負の口書より親
 親村役人承知の印形と取り其外の口書を村役人斗り立合せ取べし
 一 手負の何疵より骨へ血落入ると助うづるものあり
 一 疵の場所より肉薄き所は長四分一を深き取り骨へ切込し助う
 らぬあり又急所を斬きしは薄き所も死を多あり箇格の場所の深知
 り由記をばし何とて知れ音若し察当り急所を取扱ひ返し
 難き付深寸法取難く凡を見及し所の何程位も有べく音申上るあり
 一 仮令眉間より鼻の間と切下られ疵長四寸なり此四分一と見て深
 一寸とし其頭の鉢へ切込し付生ゆる者あり是亦の疵の眼鼻の間の四

一 ひと深き取てよし
 一 鎗疵の深知と難き故書より及の心腸出し其趣と書べし
 一 死人の疵の深き書より及り長斗と記をばし
 一 手負見分て行し節の先名主の宅よ着し委細の様子を尋ね食食ホをば
 し随分心と落着始終の工夫と返し静々罷越美第一あり
 一 右手負は付大勢科人ホ出来べき様子ありど随分勘辨をばし事と小
 く消を招の心得肝要あり但し此云へどとて大事の儀と見道とて悪し
 兎角相手一人なり大勢へ掛らばる様をばし然し時宜より云ふ
 し手負の当人を自分の苦痛と心気乱るる依り有ゆり云ふ
 其のあり都て検使の耳に入て聞流し成難左をばし無益の事と手
 間い小き事と大く成るあり勘辨第一あり

天正九年... 卷之九
 三十八

一 都て吟味の為方ハ扇子を開きある如くあはれし扇ハ未廣々ぬども元
 一 来ぬ要を以てメたるものあり吟味ハ此の如く廣うなる事と次
 一 芽は縮める程は取扱ひ束ねて老腐りしき程よき心持第一あり
 一 見分吟味ハ口書残らば取揃りて止証文と云と取とあり是ハ当人の
 一 親妻子并親親村役人百姓共の印形とて取べし其父ハ此度何との後
 一 又付見分としてハ越下見分吟味ハ成方少しハ非分ある後ハ
 一 坐ふく毛頭申分ハ坐ふくハ尤も見分と清残りハ所なく并ハ吟味
 一 又付申上残しハ後各之ハ願申上登き筋決してハ坐ふくハ申文言程
 一 其時宜に依て書加へ然るべき儀ハ書添右の者共の印形を取べし但し
 一 村役人と奥書は立合文言として右の趣と書加へ印形を取るべし
 一 右の外ハ定の木錢証文と取べし是亦ハ逗留中ハ非分ある後又ハ馳走

がゆしき儀一切仕らざる趣書加へ取るべきあり

○手負取扱ひ并よ忌べき事

一 切腹ふど仕損じ腹へ刀を貫き倒れし手負ハ多く右へ倒れしものあり
 一 其刀を扱ふハ刀を両指して扱え腹の皮を扱と寄せ刀を扱取ハ其口を
 一 塞ぐべし勿論皮と右の方へ押寄て塞ぐあり然る時ハ肉の穴と皮の穴
 一 と喰違ひあり腸出づるあり扱坪の蓋を塗物と疵の所は當て後の
 一 方より布を引廻し緊と結で置ハ醫師の来るゆに別糸ふきとあり坪
 一 の蓋を當るハ風を厭ひ又ハ醫師来りて取むる時ハ口痛まぬあり只布
 一 巾を巻き或ハ外の品を當る時ハ血當物へ粘り付引放を時苦痛し元氣
 一 疲るあり又疵口より風入るハ破傷風と云病あり落命をるあり
 一 疵口より腸出るを早くそくハ入右の如くして置べし腸出ると其

俛して置バ風当り膨を乾きて入兼命危し又血多く出て止らぬ時ハ波
布を巻べし血止るあり

一手負ふ女ハ近付づくハ仮令縫うも疵も破色且心気乱し申口紛
くとして前後もあり初め正気して申せしも跡口乱まてハ初めの申

口より疑ひ出来て決定成難きところあり尤も書上伺わづらし
くありあり依て妻子たりとも女ハ側へ近付づくハ

一手負ふハ腹立せぬ様をべし嘔吐時ハ血走りを止らば仮令平愈致し
かしてても疵口破るあり況や縫うる当坐をや尤も慎むべきとあり

一手負を眠らばぐぐハ氣弛る血死する由り療治致し難きをあふ
り又奇怪ある夢を見て驚くところ然る時ハ身体破れ死するあり

一手負ふハ随分力と付又比真あるハ叱り笏をべし手負の者眼をりして

老つるを死を又眼をりして働くハ生るあり又曰紅白の紙燭を顔と見
るも赤きは生る左ふきを死するあり

一死をばき手負ハ足を踏延し手と握り語るものあり

一深手りて即死の者ハ疵の深を記をり及り長斗を書あり若し相手と
捕へし時ハ切し音趣一通と尋ねべし仮令理ハ強くとも片口をハ証

と為難し依て只斬し事ハ同届せよし殺せし者何れより解死人あり
其外の吟味を前准必都て相手ハ厳しく櫛め置所の者を番と申付る

あり尤も斬られし者の親族の内と相番と申付る之ハ自殺を防ぐ為不
り勿論村方番人共懐中を改めさせ扇子楊枝ホと至る迄持せぬ様を止

べし囚人と下帯ハ近外を手に鎖と打足ハハ羈と打腰繩をハ屹度繋ぎ
置口ハハ管と含るるあり但し吟味手間分ハ困と申付入置べし

置口ハハ管と含るるあり但し吟味手間分ハ困と申付入置べし

一新し者知る時ハ殺りし親類共平日心當りの有無と尋ね又ハ村役人へも入札申付或ハ銘家内と吟味し又物衣類ホと改むべし其節用ひし又物又ハ殷血付飯令洗ひても油氣殺む又衣服ハ其場と洗ハ際立表と知むとも綿へ血の赤なるを殺るるをあり其時の品より吟味の為方種くらしめし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之九

校正地方落穂集卷之十

目録

- 一 鯨分一定法之事ナガレカシラ ○ 流鯨の節注進書之事モツチカレンガキ
- 一 鯨見分ハ罷越し手代吟味心得之事オシケラカキ ○ 同落札金高勘定ハ書上之事カキアゲ
- 一 同十分一取立殘金村方へ被下候伺書之事カタクレンソカカヒカキ
- 一 金山問屋運上割之事キンガントヒヤカシヤカワロリ
- 一 檢地以後取箇付様之事ケンチイゴトリカツケヤカ
- 一 私領トハ組し御用の節書上心得之事シキヤシ ○ 直奉の名殿付の事ナドノツケ
- 一 諸納米金同の儀ハ付定書之事シヨウナメイシヨウヒ ○ 穢多煙ハ納米金之事エタヤンボウノメイキン
- 一 単鷹馬山取計ハ心得の事スタカヤマトリコトワ
- 一 百姓割合物ハ付被仰渡し品之事ヒヤクセウワリアヒモノ ○ 無地高類辨高之事ムチカカレトヒメカ

- 一 讓鉄炮并舟積鉄炮之事
- 一 傳馬町へ人馬申遣は次第の事○品川附出荷物貫目定書の事
- 一 中材伐出場所繪図の事
- 一 山の木立見様之事○立木根伐之事
- 一 杉取之事○丈物之事
- 一 大木見分之事
- 一 根伐せし木軽重取計ひの事
- 一 渡場出し川下の事○大木水上乗方の事
- 一 材木才詰心得の事○鉄物之事

校正地方落穂集卷之十目錄畢

校正地方落穂集卷之十

信陽 東條耕子藏 校

○鯨分一定法之事

- 一 突鯨 廿分一
- 一 寄鯨 三分一
- 一 流鯨 十分一

右書面の鯨その処より相拂候落札金高之内運上はし上候分一定法此
 くの如し尤も御料私領の差別なく御料私領入ノ高あれど右分一割合
 を以て上るなり
 一 浦方より突鯨これら節入札を相拂ひ落札金高のうち二十分の

一運上差上小事

右を下總国銚子浦鯨の儀に付相定る

寛文九年の定法に寄鯨御料私領入組の処へ寄り小へど御料の方へ割賦の内より半分を御料の者へ下され御料私領より立會合突せし鯨の御料の方へ割賦の内五分一運上さし上小事

但し私領入會分郷は流鯨とれある節を正定の通り五分一付高は割付地頭へ之を下げ是を享保九年十二月に代官原新六郎より其兼伺の上清しあり

一沖合は流を流を見つけ引付小を流を鯨とつ小自然は岸へ寄り流を寄鯨とつ小突鯨とつ小を鯨を見うけ突とめ小鯨のことあり依て不時よをふまきことあり

○流鯨之とつる節注進書の事

一常陸国鹿島郡下津村沖合は長九尋程度の流鯨とれあるに付引付おき小旨延享二年正月注進をわめり小間中勘定所へ早速注進申上小趣左の通り

覚

常陸国鹿島郡

一流斑鯨一本 長九尋程 下津村

右私世代官所常陸国鹿島郡下津村沖合へ當正月廿四日流鯨とれあり所の者見付獵船差し出し右村岸へ引寄せ申小処齎掛ふら相見へ其上切跡ふらあり数日流を小体と相見へ小よし訴出小に付早速手代差つういし見分吟味致させ追て可申上小へども先注進申上小

是の付其段見分の手代方へ申つりし外右飛脚夜中罷候り手代
方より申越しと村へ入札相觸り外買人共相願ひと丸鯨にて入札仰
せ付らば外へとも疵のちど取と相知を兼小間切分け入札仰せ付らば
外へど買清りし手間も相からば小間右の分見込にて入札は旨相願
ひし付願の通り切分入札申付外全体鯨古く其上春暖の候時候に
く小間此上四五日もあつてあり外へど皮肉油減じ肉腐は用立りし外
間入札仕り難きよし左外へを無益の筋は罷りし小間此下知よと相違
仕外へ共直拂の積入札申付札数三十五枚の内落札書面の通し申坐外
増金の儀再立吟味仕外へとも鯨古く此上増金成り難き旨申外は付漸
く金三分増申付都合代金三十三兩より申付外旨申越し則ち入
札三十三枚外は書付三通繪圖三枚相添へ差し上申外右金高の内十分

一上納殘金村方へ下され外より追て同書差し出し申候り外右申届の
為の申上り以上

閏二月

何 誰 印

御勘定所

○十分一取立殘金村方へ被下り同書の事

覚

一流疵鯨一本 但九尋一尺五寸 常陸国鹿島郡下津村
横一丈三尺

此代金三十三兩 内金三分吟味又付増

内二十九兩二分水二百文 取場外所の者へ被下り分

殘金三兩一分永五十文 十分一運上

村惣高百廿六石一斗三升五合 内分左の通り

高十七石四斗四合五勺

金一分永二百六又三分八厘 田料分

高百八石六斗九升五勺

金二兩三分永九十三又六分二厘 松平清五郎へ被下小分

右と先達て注進申上置小私代官所松平清五郎知行分郷常陸国鹿島郡下津村沖合は流を鯨くひあるに付去月廿四日引上を訴へ出小回早速手代差流々いし見分吟味仕小処備のりり上下口先くわなく其上数日海上を流小と相見へ切疵数多るわたり第一腹下のく切く肉崩を腐居り右鯨小拂の積田料私領村へ入札相小見小処札数三十三枚の内書面の金高より下津村半兵衛と申すの落札よ小坐小回増金吟味仕小処鯨肉腐を油垂を少く小増金仕り難き小旨申小へども

再应吟味仕金三分為増合金三十三兩より落札に申付小より依て流を鯨小定めの通り右金高の内金三兩一分永五十又運上金其内永四百五十六又三分八厘上納仕り金二兩三分永九十三又六分二厘右村分郷松平清五郎へ下され残金二十九兩二分永二百又田料私領の差別あり下津村一村へ下されりや仕多く奉存小然るに於て右運上永四百五十六又三分八厘小金蔵へ上納仕り當丑年小勘定元は組仕上り積り田澄又下されり以上

延享二年二月

何誰印

御勘定所

此附紙書面左の通

一其方代官所松平清五郎分郷常陸国鹿島郡下津村は此度流を鯨之り

小昔所出小又付手代差遣りし吟味の上入札申し付金三十三兩より
拂ひ申付られ小間右金の内此定の通り十分一運上申付られ此内高割
を以て永四百五十六文三分八厘上納し金二兩三分永九十三文六
分二厘を分郷松平清五郎へ相渡し残金の儀を下津村へ下され小や
相同り承知せしめ然るに其れも同の通り取計り此料の分運
上永四百五十六文三分八厘取立上納し身当丑年此勘定は組仕上
申を乞ふ断本文三有之以上

丑二月

差上申澄文の事

一金廿九兩二分永二百文
右を先月廿四日常陸国鹿島郡下津村へ引付小流を鯨小拂ひ仰せ付ら

鯨小拂の内
村方へ被下りか

ま都合代金三十三兩の内十分一運上金三兩一分永五十文上納し
残金書面の通り渡り下され請取奉り早速飯村仕り由料私領の差
別あり割賦仕り相り申し申を乞ふ小右割合の儀は付若し不埒の美由
坐小を後日は相知せしめりる小も仰せ付られべく小依て澄
文差上申処如件

常陸国鹿島郡下津村

延享二丑年二月

名主 誰印
組頭 誰印
百袋 誰印

何之誰様

御役所

○金山問屋運上割之事

一 豆州青野毛倉野金山元禄十六未年代官小長谷勘左工門の節取立左の通り

一 砂金一匁より一匁二分まで

無運上

一同一匁三分より二匁二分まで

十五ケ一 一匁上納
十四ケ被下

一同二匁三分より三匁二分まで

十ケ一 右同
九ケ被下

一同四匁より五匁九分まで

五ケ一 右同
四ケ被下

一同六匁より八匁まで

三ケ一 右同
二ケ被下

一同八匁五分より十匁まで

二ケ一 右同
一ケ被下

右を佐渡荷一荷より出る金目より書面の運上を取立り出
継一荷とワムを筵一枚とニツ切としを半枚と吟より此内へ出継

醬油樽一盃入吟一ツと定法佐渡荷とワム右の吟一ツ入吟出継
貫目大際七八貫目あり

一 右同断元文元辰年齋藤喜六郎代官のせり江戸町入木村彦七問屋願の節運上割左の通り

佐渡荷一荷は付

一 砂金一匁より九分まで

無運上

一同一匁より二匁まで

十五ケ一 一匁上納
十四ケ被下

一同二匁一分より三匁まで

十ケ一 右同
九ケ被下

一同三匁一分より五匁まで

五ケ一 右同
四ケ被下

一同五匁五分より七匁五分まで

三ケ一 右同
二ケ被下

一同八匁より十匁まで

二ケ一 右同
一ケ被下

○檢地以後取箇付の事

一 七月以前の檢地よりへど檢地位付の根取当立毛は對し相應の取箇付
らあり七月以後の檢地の場を田畑とも見取らるるあり

○私領と入組小用節書上心得の事

一 私領と入組小用の儀を書上小節城付をど何の誰在所と名をむ
し打ちけふ事外領分を誰知行所と認め城地を書ぬことあり

○直叅の名殿付の書事

一 代官より在所へ廻状はらハレ小節直叅の名を記をことらねらる時を
何の誰殿と書く法ありこれを上と敬て殿と付らるあり

○諸納米金伺ひの儀と付定法書の事

一 市年貢米京大坂江戸蔵納の節船中よりわたく大沢手小沢手蒸米色夾

鼠喰のふらふらびと米性よりしるべし蔵納めあり難き分を買納め

おもゆるべき筈あらはとも左様よりてを納主逗留あう其他品々入

用もかゝる小間米手交へふま節を金納よりるるべし然るに右

金の儀と米納国々の直段よりかゝるに京大坂江戸納めとも其節の

市張紙直段米三十五石一付金四両高銀納めの場所と右割合よりつて

米一石は付銀六匁高の積を以て相伺らるべし

一 惣て三分一ありびは品々定石代其より津出難所の方畑方米納の場所

金納めらるるあり其年より惣米石代よりひを廻米残りの端米は

まぶる此類の金納をその時の市張紙直段三十五石一付金二両高あり
びは三分一金納らるるあり国々も右同断銀納の場所を右割合を以て三
分一直段米一石は付銀五匁高の積らるあり

○穢多煙に納米の事

一穢多煙に持高近年金納は相成処当年より古来の通米金銀を相納め小筈より間外並の通り諸役あり物当寅年より取立申すべく外事

享保七寅年五月

○巢鷹山取計い心得の事

一巢鷹山にあり村支配の内よりあり正月初めより羽より巢鷹の上と舞ふを羽よりと云の有無を吟味し若し羽よりありと巢鷹の所より見届けさせ見分の上注進申し上下知を伺ふあり村方より取り書付の案文を前への引付るあり付之を記す
鷹居上の前又居上の時分を注進するしへど右居上より鷹居上より

ありあり依て此よりごとた巢鷹の村方を物成の内より年々鷹扶持を残りせあり其負数を大體鷹匠逗留の日数及び人数を承り合せそのころべし

○百姓割合物は付仰せ渡され小品の事

一田地へかゝらざる村入用祭礼と寺社奉加の品の軒別は仕るべく事

但し雨乞の入用地面より小類を高割は仕るべく事

一山林野高のる前より入會の地相對をりつゝ村限は割合外事これらるを本百姓を申すにせむは出作ありび水呑家把小前小の者より人別割は仕るべく事

丑十二月

○無地高の類并高の事

一 無地高のりん村中并高ありけりを寺社へをかゝらざるありこれ
と三州長沢村洞泉寺出入後からざるやうに由裁許ありしあり

○讓鉄炮あつひ小船積鉄炮の事

一 讓鉄炮の儀を同村の内より受取渡し小儀を代官の了簡とりつと譲り
渡しを伺ひ小及も他村へ譲りたし小ことを決してあり難し

但し当時を他村へ譲りし儀も伺の上おまを仰せ付られ小事

一 鉄炮舟廻し儀江戸より出鉄炮五十挺を浦賀奉行へ印鑑を出し切
手とり小へど浦賀通船をさたるあり五十挺余あるとまを老中の澄
文あつひを通過し又江戸入鉄炮を縦令一挺して老中の
澄文よりあつひを通行あつひことあり

○傳馬町へ人馬申しつゝ次第の事

一 上十五日 京橋傳馬町

一 下十五日 大傳馬町

右の通上下十五日宛両方へ傳馬觸申しつゝあり駄賃の儀を馬
て人足申し付けありは朱印下されしを人馬より申し越されし
馬多きとを馬一匹と人足は引かゆることありこれあり但し上十
五日京橋より駄賃傳馬相つゝむきどは朱印人馬と傳馬町より相勤め
下十五日傳馬町より駄賃傳馬相つゝむきどは朱印人馬と京橋より相
勤めあり右の心得を觸つゝいべし且つ朔日は入用の馬を晦日は
申つゝいし觸扶と京橋へ申つゝいれあり十五日は入用の馬觸と十四
日は傳馬丁へつゝいれことあり

○品川附出し荷物貫目定書の事

一本馬一駄乗掛

廿六貫目

此外蒲團中敷跡付小付ハ二三貫目の月捨仕るべく

一軽尻

十八貫目

此外右同断

一駄荷一駄

四十貫目

一人足一人持

五貫目

一乗物一挺

六人掛

一山乗物一挺

四人掛

長持一棹

三十貫目 但し六人

以上

一江戸より道法百三十七里四丁一間

但し馬次五十六宿 外人足後一宿

但し宝永四年十月地震ニ付道付替り此度十三丁増

上り本荷一駄一高

内一貫六百四十二文 此度三割まし

一錢七貫七十三文

内一貫七十五文 右同

同荷ホし駄賃一高

内八百十文 右同

一同三貫五百文

内一貫二百五十九文 右同

一同六貫九百四十二文

一 錢四貫五百五十九文

内 一貫二十七文
右 同

同人足賃錢ノ高

一同三貫四百四十五文

内 七百六十七文
右 同

一 江戸より道法百廿六里六丁一間

但し馬繼五十三宿

上り本荷一駄ノ高

一 六貫六百七文

内 一貫五百三十三文
此度三割増

同荷無し駄賃ノ高

一 四貫三百七十文

内 一貫七百文
右 同

同人足賃錢ノ高

一 三貫二百七十五文

内 七百五十文
右 同

下り本荷駄賃ノ高

一 六貫四百七十五文

内 一貫百六十七文
右 同

同荷無し駄賃ノ高

一 四貫三百七十四文

内 九百六十六文
右 同

同人足賃錢ノ高

一 三貫二百廿五文

内 七百二十五文
右 同

右ノ高の外荒井桑名船賃内所合て

荷物一駄ノ高百四十六文

内 三十一文
右 同

馬一匹口付とも百四十五文

内 三十一文
右 同

人足一人ノ高五十七文

内 十二文
右 同

一 江戸より道法合百十九里十五丁五十三間

但し馬繼五十一宿

上り本荷一駄ノ高

一五貫九百四十八文

内一貫文
此度三割まし

同荷ふし高

一三貫九百一十文

内六百五十一文
右四

同人足賃錢メ高

一二貫九百七十五文

一佐屋路道法合九里

内五百文
舟路共馬次四宿

上り本荷駄賃

一二百四十二文

内三十九文
二割まし

同荷ふし

一百五十八文

内二十六文
右四

同人足賃錢

一百廿二文

内廿文
右四

右の外佐屋より桑名までの舟賃左の通り

荷物一駄三十一文

内八文
右四

馬一匹口付と四十二文

内一文
右四

人足一又十七文

内三文
右四

一水戸佐倉道水戸佐倉宿を助郷村より水戸家往返のつたのつた

言岐守かき證文もこの道中子力へ承り享保六年十二月月付

一江戸より千住宇都宮道法三十六里十二丁廿間但し馬次廿三宿

本荷一駄一高

一一貫五百十五文

内二百五十文
二割まし

荷ふし一駄一高

一貫五十文
人足賃之高
内百十四文
右割まし

一七百八十九文
内百廿五文
右同

一 日光道中より壬生通
道法三十五里半廿間
但し馬次十九宿

本荷一駄之高
内二百五十文
右同

一貫五百二文
内百六十四文
右同

荷ふし之高
内百廿一文
右同

一九百九十四文
但し馬次四十四宿

人足賃之高
内百廿一文
右同

一七百五十一文
但し馬次四十四宿

一 甲州通より信
道法合五十三里二丁廿三間

本荷駄賃之高
内四百三十一文
右割まし

一二貫五百七十八文
内二百七十九文
右同

荷ふし之高
内二百七十九文
右同

一貫七百四文
内二百三十九文
右同

一貫二百九十一文
内二百三十六文
右同

一 江戸より奥州
道法七十七里三十一丁半
但し馬次三十九宿

一岡より水沢まで八里
同所より荒濱まで十三里

一同所より米沢陣屋まで十六里
川井後所まであり川井より
高畑後所まで三里あり

一 米沢川井後所より八の戸まで八十六里

一 酒田湊より品川まで海上三百七十九里

一荒濱より品川まで海上百三十九里

○市林伐出し山場所繪図の事

市林の内字何と申処伐出し山申付らば先づ見分を罷り越し小く其
林付の村方へ着し名主組頭を何れ右所用の趣を申しさあし伐べき
場所の様子手配の次序と熟と相方々名主組頭を案内として右林
の境通りを見分をばし百姓山の境より境通り堀切あるをあり此
筋より水繩を引き方角をあり間数方角見切の所を字と帳面を記さばし
右のやうにして境を見るあり尤終の所の字を記さばし右内山の
平尾崎を見取繪図をばしこれを惣圍の境とするためあり又林内
大山ありを字切り尾崎切上を峯境下を根通を際限を立て場所を見
積り切出山をその内よこをて境を引くべし仕方前を記さばし

伐出し山の分をこれ又其字地境を所の役人ども案内をばし
足とて境通と筋分をばし見切の所を杭と打ち向ふの見留へも杭
を打ち元杭より番付として向ふ前へ見通し棹と立棹の先へ
はさして見盤を以て見通し一番より二番へ何の何歩と方角間数と帳
面記さばし間数と水繩を記さばし此のごとく見清し置扱の山繪図を見取
大繪図よりて伐出を所けり見分をあり尾崎多く繪図面を分り
雑にときと右の形をばし繪図を分りあり別段大繪図と右の場
所へりばせ繪図をしりらひと置繪図よりてもよし然しあがらば
を巧者の入ることあり

○山の木立見やうの事

一山の木立と見分をばし先づ峯通り半腹通り裾通りと三段を見

べし此見やうと峯通りと木立の厚薄を見坪場ハ中分の所と十坪
とも百坪とも境と極め其内して何百何十何本と見つても繪図面の坪
数へ乗じ大凡の木数とすることオ一あり内て一本ごとの片端より其
木の皮を削りて番付をとりし寸尺を廻して大サを見る巻がひよてべ
見りあり
し又其木の大小は元伐丈を三四尺或を五六尺ツ、ものとし其上
の方にて大サとくくあり階子を用
モチコレキリタケ
ナカホ勿論元伐丈の中分とも廻りとする
右木品番付と記し大サを帳に記さし長サを伐倒しを後よりしてよ
し帳面に地取としておべし半腹裾通りもくわい同じ

一惣て峯通りと風強く當りゆへ木の育ちゆしく延少して曲り木勝あり
大体と松多たをのあり然れども峯に生じし松と大をわらぐく木筋
ゆがうとそが田へ梁引物は法より格別強し惣て松と何むの

重と受ても多むむこと子し況んや峯生の松を風雨はをぬき少きと
およりをひて育つゆへ別して強く水も腐きまをし中腹と木立茂り
をのありらね依て大木を少ふくねとも木の延をよれをうあう裾の
方を木まじりして雑木多たをのあり杉檜のらん別して育ちよし
杉檜を湿氣と好むゆへあり尤も風は當らざるゆへ真直は育ちて大木
多たをのあり
一木立の内大木の間をを雑刀切鎌鉤木の雑木をのありをれを別し
て木立は厚薄をのあり是れはのらんを中二三間長十間などもあり
ととせ束に結ひ何尺廻り一坪何束と見て平均と考ふべし尤も大木の
近所を生立薄たりのあり是れを勘弁して惣体の坪へうけ束積りをと
るあり右とて大方違ふぬをのあり

一石伐出し山請負人へ申し付られり見分のとれ立合ふべし尤も
山元の名主組頭長百姓市村守ヤシモリはよそソグも立合ふべきことあり勿
論繪圖書物エビエツカキモノへと右の者ども立合印形タチアヘインギカタと取ふべし右山請負人へ引き
かゝりし木数木品の寸間と目録メクリはひし右木数立木と請り
小旨ありは由定杭境通りサカキサカキトワのわう一切差はらう申をぬした段をの外件
とて付てを締り証文と取せべし

一書物と繪圖と其場所とをばく相違ふたやうな念と入てふたむべし
右伐出し山の儀は付村方より取せべき証文もろはあり然しふた
其節の時宜トキギよとるべし

一五分一ろのひを三分一は山分ヤマウケのし小サつと右分ミダの場所と繪圖エビエツと
委しく分り小やうふたむべし山分の儀何方イツカタより何方かを何と境と

字と銘ナリとこれと記シとくし

一山の木立大方此カクのごとくふたむも山の模様モヤケより一際カチを定め難
し日受風當りヒツケカゼアタリふたて次第ツグツグあり木品キモノも之は准タテマを

立木根伐の事

一山の木立を裾通りより伐初キリするあり山出しの勝手カツテと知るあり先
づ伐るべき場所を鎌新苗木カマニイナノキと謂て足場タシバととりて伐るべし鹿菜シノの費
もふく働も仕シと知るありは根伐ネバチをよる倒タタまき方カタり峯ミネの方へ倒
をが至いたてよるしなあり若し左サやうふり難きと知ると左右へ返マりべし谷
の方へを必カナラず返マるべし山出し成り難きとあり此心得ココロエて下よ
り段タビの上へ伐キのふたむ山出しのと人夫ヒトウヂのわらふ少く働も仕シ
して足代苗木タシバノキの費ツケもふし

一 山の木を伐る時は足代をわけ木の返る方へ留木とせしめれ木を仕り
けりあり是を木の損せぬ為且を大木取扱ひの為あり

一 清算入山師ふとの伐るに地上六七尺置て伐るありはるより足
代とせしれ二三人より廻り伐るより根より伐て直に打返ると
と木の真ぬるることあり地上六七尺も置て伐放し切口を下へて
落せど立木のまゝはて自然に返るあり是も返る方と極め仕り
せしめて倒すとあり

一 右の切口へ改役入極印を打あり勿論材木へも打べし其上前条に記
所の長サ寸尺を書加ふべし又切株の長サ切残しの寸尺をも書加ふ
あり尤も前と見分の節の書物に引合ふべし

一 切株を大方下直に入札するものあり然れども上木の分を別し木目

とろした故直段より割のよたりのあり檜楯ふと構木はありあり是は心
得りたるべし

一 格別の大木を焼伐といふよるることあり是を木の根元五六尺の間を
八角十文字に貫穴のごとく彫込と廻りと柱のごとくは切のとし惣休
りて持せおき右の穴より焼草を入れて焼くあり火のよかぬ所へは火
と配り廻りの切りのとしを一齊に焼切すよりまてべし一齊に焼切て後
根の上より立を徐く返るあり尤も木の内外より焼草をうけて焼くべ
し左ふねときを一度くよさうひゆるものゆへにけることあり心得へ
し

○ 杣取の事

一 五寸角以上を杣取といひ五寸角以下を産し取といひあり

一五寸角以上を一方一寸五分宛高目代と立るあり四方一寸五分と引落し一尺角あるを尺角とゆふ

一五寸以下を高目ふし六寸角より五寸角より立るあり然るを一面五分宛引立るるれを高目のさくうだけ引く心あり

○丈その事

一十二丈物とゆふを突中頭より内を一丈三尺より一尺の余分の穴代五寸づの積りあり正味一丈二尺ある図左のごとし



此とまん頭を川下の節石へ突あけても碎るぬ用心よくて穴を海へ

出れとたひやひく筏よるあり

一格別の大木を鉄物ととめるあり尤も小口より三尺目などおける故其心得を以て根伐丈も積りつめあり然し通例の木をとらん頭にて用るあり

一板を六尺五寸取り一坪とん十三丈の割あり

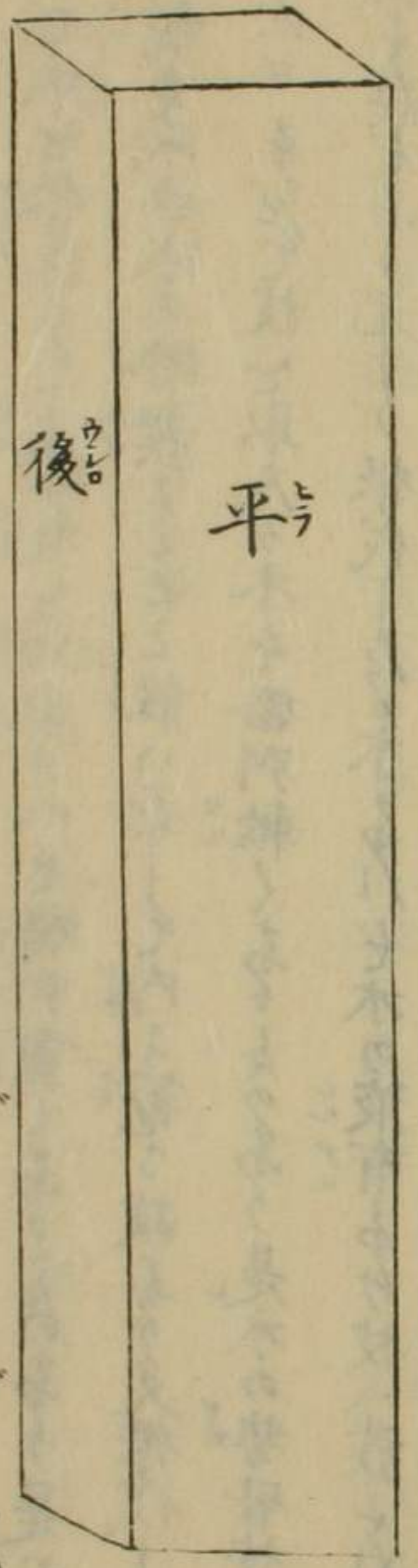
○大木見分の事

一用木見分又罷越し小口先水筋を念と入て見ろべし若し木よりぐららど取せろべし腐入りあり又杵うせろべし見べし。むらくと音のなるを内よりろり此のごとく改めろよくよろしきと見ぞ足代と組せろ前又高を積ろべし堤を見積通りと山の険しき処又を木立ちみし所を自由に見へ難きあり是木を大概木の元より

山の上の方へ勾配をとり其木を見通して知るべし間敷注文は合を足代を組せ後平を改べし

一 赤口改様ハ目通の寸尺を取り一間何分おとりとて間敷まかけて知るべし尤も平をわけろ太サを取り又山師の法よを目通りより上一間は六分五厘づく引て赤口の廻りよとる大方合ふりのあり然まども山に寄り木品は寄り或を木の育ちよとみて一樣あつて心得あくてを叶ひがとし但其木は由て二三間の間の劣を見準して大敷を知るべし木より劣りおしよ六七間も走り又急よけて細くもわり少しづつ劣りもわりて一概よを取がとし只大凡と知るのみあり

一 後平を改むに足代よを注文通り間敷と出し曲尺と出し下よりよを見べし後平とワハを左のごとく



右図の如く平はあつた処後はあつたまき処筋あつたは疵ホの有無を改むことあり

一 松を注文より赤口少し劣りても用捨るを古用木はあつたあり是松の木を上へ重とをわくるおと上へ反るあつて外の木より格別丈夫ありよりろく引物ホは用る故あり

一 右平物を立木よを後平の中長を積る多し惣て此の如く大木山出しのあしはよを小口よを巻鉄として包むらして小口より二尺程おきを細穴

と彫り夫より四尺ほどおぼく又鉄の輪を以てゆるあり元未居り平ら
うたをを見立べし中程曲りたりとも少し斗りを見へぬものあり尤も
塚の立やうと用ひらうとさるあり只水性とよく吟味をばし勿論
右の類と用承り小節同ひたるがよろし注文通りの木をばさき時の
為と用捨のむととも同ひ置けへを差支へあるをありとて懐を
廣くして吟味と念を入注文は合ひやう心掛専一あり

○根伐のむし小水軽重取計ひの事

一都て木と根伐して直枝と切取けへを格別重くあるものあり是は枝
へ發をばさき木の勢發をること能いむし内は籠る故あり又根伐して
四五日をばさき枝を取たる木を格別軽くあるものあり是木の勢皆枝は
發をねどあり元より根伐したる木もねど木の液有るけ枝へ發をねど

続く勢ふきゆ内ういま空虚とありて軽くある形り是山師の秘事ふ
り

○渡場出し川下げの事

一右郡伐のむしたる木山より谷へ下し谷川を流を初め場所の平地を見
立此所は小屋をかけ川流しの木拵として川へ入りあり美を渡場と云
谷川水増の時も又小水のとれり川流し出来兼るものあり中水の時と
最もよくとれり谷川より大川の間を二三ヶ所も切をして川上は
水と湛へ材木を運び一番のヤ切を開き水の流れは乗どく材木を流
すをゆく水流緩くあるときハ二番のヤ切を切らふし水と勢を付て流し
此の如くして大川まで流し大川口は又小屋をうけ川入の木数を改め
段々下りあり尤渡場出しの節も木数を改め木品寸尺かと帳面を記

しびくあり而して川付の村へ前より廻状を出し由用木川通りよ
て粗末の儀をねふまきやうよひ多し洲がてボの節を人足を出し取
つし川下げ滞りばやう見廻り申さばき音ありひは急雨出水ホの節
材木何方へ流を散りとも隠しゆの注進申さばたふどの文書を料
所私領とも相觸をみぐべし勿論材木の印を一樣よりせ敷彫りたるふ
り又大川の末海への取付ごらふ揚場をこしらへ羨も小屋をかけ後
人詰居て材木を水揚するし木数寸間小と改めらるる廻船は積り廻
らるあり

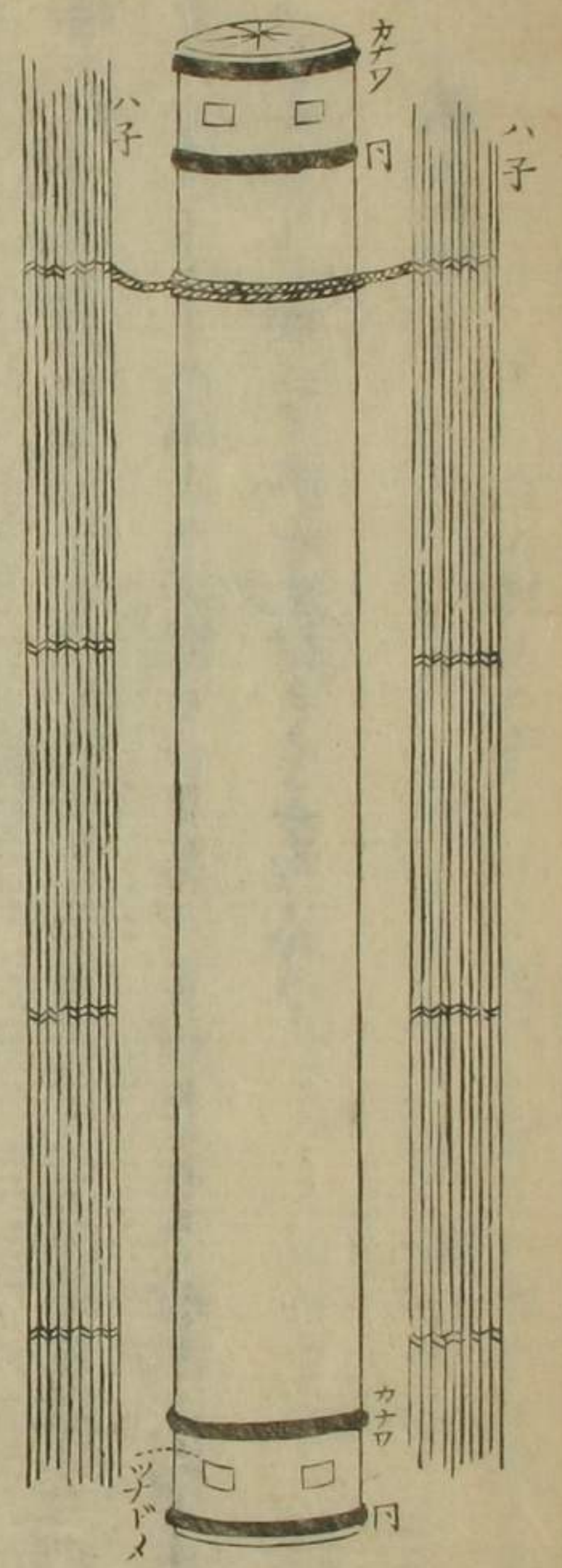
○大木水上乗方の事

一 大木を乗るは左右に唐竹よて羽と付べし尤も其木の太長に應じ
竹の束数羽の開を増減するあり但し藤繩よて丈夫に結付べし右より

竹の竹やうを其木と羽の間と明て竹と木と別々流す様よかろふ之
海又を川よても其木の流を勢ひは志たすひ左右の明やうよ品り流
き早た川よても間を廣くするあり然し余り廣くを網延して羽
竹格別よ下りよるよより其木の綱めど細木を通し其木へ羽の鼻
と持せもあり大体浅州川よりの流よても間と一間木とも開てよし流
早くたつせの川よても二三間も引をあるあり海と乗るも右の心得あり
但し引舟傳馬よと付べしこれを難風ホの為よし又由用木海上と廻
らるを其よりの浦へ浦觸と出さるありよらよら材木は別条ふ
たをあり又羽の木を沈むことあるあり

図左の如し

交三九
二二四



○材木才詰心得の事

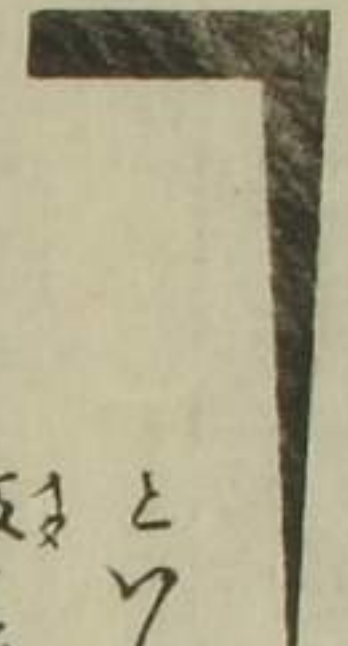
一材木才詰をりうゆりの物にても尺角十二丈^{即ち一丈二尺あり}物本法あり
 一寸棒とつよと一寸角一丈二尺の木を以よ
 一才とつよと一寸六面の木を以よ即ち此のごと記さるあり 双六の
 賽の形より唱ふる物の然まども才の字を用ふ


一尺角十二丈の木を寸棒一本より坪一万二千切ありよらる十二を定
 法として才坪を除去尺角は何十何本何分何厘と知るあり何分何厘よ
 十二と乗じて何切何分とあらるあり
 一寸棒一本の才坪百廿切あり

一尺角板取鋸目一通り二分ツ、定法あり此才坪二百四十あり依て挽
 減定法二十四と定め通り数へ此定法と乗じて引減の才坪と知る物体の
 内より減残又残有坪よ立らるあり一通りよ寸棒二本引らるあり
 一板削り代も両面削りよ二分引あり片面一分穴の積らるるも右の心得
 と以て板数へ乗じて減と立らるあり依て両面削りよを二十と乗らるふ
 一以樋橋も帯坪詰を別段よせざることをあり故に帯坪の長と取り

厚巾と糸どく坪と詰るあり然るとききを帯の木の板分坪余計ふほど
も其代り極栓のり坪敷入らげり法あはれど是にて差引せりこと
あり

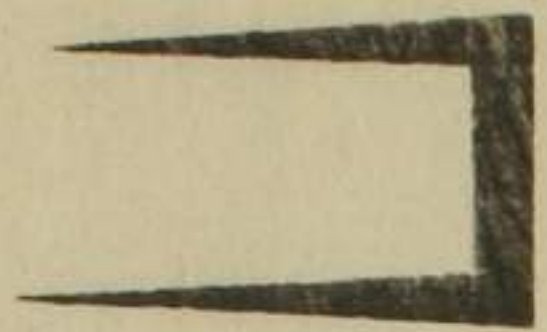
○鉄物の事


此形の釘と永釘
とワふ是と坪挿木の測
板に手目へ打つあり


此形の釘と甲釘
とワふ常の
釘のことあり

此形の縫^{カキ}両作とも手ちりひともワふあり
坪挿鳥居柱側
板へ取付る糸どく用ゆるあり

是と常の縫^{カキ}あり

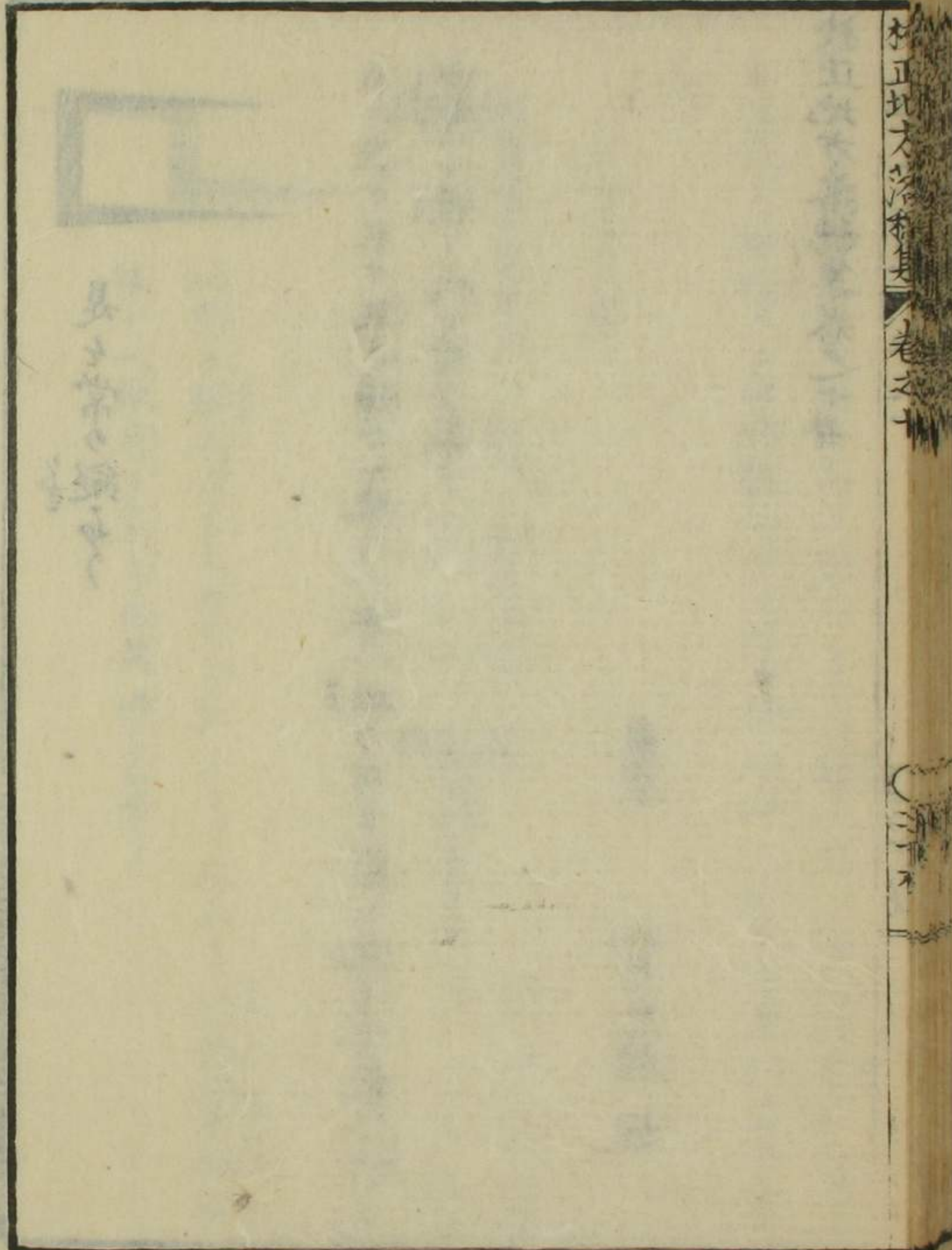


右の長サ太サ凡所頭ホと記し一本一挺の目方敷と記し本敷へ挿じ
貫目と積^{ツキ}代と付るあり

東京 大月忠興 校

校正北方... 卷之十

...



長...

